平成２１年（フ）第１５９号
山形県東置賜郡川西町大字荏529番地
債務者　富澤　貞一
1　決定年月日時　平成21年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２１年（フ）第２０１号
山形県米沢市通町８丁目１番25号　グリーンハイツ115号室
債務者　松田　豊香
1　決定年月日時　平成21年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２１年（フ）第２０２号
山形県米沢市金池１丁目３番６―42号
債務者　加藤美樹子（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成21年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２１年（フ）第１３２８号
埼玉県蓮田市西新宿１丁目29、住民票上の住所埼玉県南埼玉郡白岡町白岡東17番地20
債務者　富澤　康徳
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１４３７号
埼玉県北葛飾郡栗橋町南栗橋11丁目17番地１
債務者　渡辺　幸子
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１６１６号
さいたま市岩槻区東町１丁目５番12―101号市営住宅３
債務者　若松　礼子
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第７４６号
川崎市宮前区白幡台２丁目２番地３　白幡台住宅３―502
債務者　安藤久美子
1　決定年月日時　平成21年12月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第２４３号
新潟県長岡市池之島886番地
債務者　丸山裕美子
1　決定年月日時　平成21年12月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２１年（フ）第２９９６号
名古屋市港区小賀須４丁目901番地　プチセジュールⅡ　西棟106号
債務者　坂野　　勇
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２９９７号
名古屋市港区小賀須４丁目901番地　プチセジュールⅡ　西棟106号
債務者　坂野　正子
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３１１３号
名古屋市天白区池場１丁目909番地　メゾン初島403号
債務者　金野　佳子
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３１７０号
名古屋市北区大曽根１丁目23番14号　スズランハイツ306号
債務者　吉川　洋三
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３２３４号
名古屋市緑区作の山町90番地の１　エルハイツ谷翠山106号
債務者　中葉　智一
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３２７１号
愛知県大府市森岡町深田45番地の18
債務者　森代　義隆
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３２８６号
名古屋市南区柴田町６丁目14番地　柴田マンション204号
債務者　福島　良一
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３２８７号
名古屋市南区中江２丁目１番19号　メゾン中野101号
債務者　岡山麻友子
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３３０４号
名古屋市中村区八社２丁目164番地　県営中村住宅１棟206号
債務者　藤木マリアこと　ＴＡＴＡＪＥ　ＦＵＪＩＫＩ　ＭＡＲＩＡ　ＤＥＬ　ＲＯＳＡＲＩＯ
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部